平成２４年（フ）第６８号
福岡県田川郡糸田町2950番地
債務者　西村　亜紀（旧姓下川）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第２２９号
宮崎県西都市大字三宅4440番地１
債務者　小川　功望
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６０号
宮崎県都城市太郎坊町1851番地４
債務者　新宮みやび
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１０３号
宮崎県都城市蓑原町2402番地
債務者　中尾　智子（旧姓新宅）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４０号
大阪府堺市西区浜寺石津町西２丁７番16号仲川マンション316号、申立時の住所鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名3892番地２、前々住所鹿児島県薩摩川内市中郷４丁目136番地レオパレスＰｒｅｍａ102号
債務者　髙浦　享佑
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
鹿児島県出水市明神町2682番地１　早馬住宅１棟204号
債務者　脇田　真明
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
鹿児島県薩摩川内市大小路町25番29号　寿ハイツ102号室、前住所鹿児島県薩摩川内市青山町5007番地３
債務者　坂下　敏弘
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
鹿児島県出水市知識町310番地　鹿島ハイツ203号、前住所広島県竹原市忠海床浦３丁目13番１号
債務者　山里　美幸（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第９９号
千葉県東金市一之袋93番地６、前住所川崎市川崎区藤崎１丁目18番２号ハイツ小林103
破産者　真坂喜久太
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
川崎市幸区小倉４丁目８番２―503号　市営住宅
破産者　山田　節子
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
埼玉県児玉郡上里町大字藤木戸５番地
破産者　田島　正明
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第８８０３号
岡山県備前市日生町日生644番地５　マリンプラザ日生セカンドステージ603号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市泉ガ丘４番８号
破産者　冬木　三男
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９０号
鳥取県鳥取市覚寺398番地の８
破産者　山本　　稔
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４３号
鳥取県鳥取市卯垣４丁目352番地、旧住所大阪府大阪市東淀川区下新庄３丁目５番６―702号
破産者　中川真利子
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５６号
鳥取県鳥取市気高町上光622番地２
破産者　冨川　昭男
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５７号
広島県安芸郡海田町稲葉11番29号
破産者　萩原　祥規
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７号
北海道伊達市山下町147番地99
破産者　猪股　修三
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係